

令和7年度 調査結果のまとめ

児童・生徒サポート室

本調査は、いじめが児童生徒の生命や身体、そして将来に重大な影響を及ぼす憂慮すべき問題であることを重く受け止め、実施したものである。

各学校における現状と取組状況を点検・把握し、分析をすることで、実態に即した今後のいじめ対策の指針とする。あわせて、本調査のプロセスを通じ、生徒指導担当者をはじめとする全教職員に対し、いじめ問題への理解を再徹底を依頼する。特に、いじめの「解消」の定義（3か月間の経過観察等）については、全校で共通認識を持ち、安易な判断を排した厳格な対応を求める。

1 いじめの認知件数

校種	本年度	(令和6年度)	増減
小学校	8024	9271	-1247
中学校	911	848	63
計	8935	10119	-1184

【小学校】認知件数の減少と未然防止・早期解決の成果

認知件数に関して、昨年度から1,247件減少した。これは、昨年度までに「小さいいじめ」を積極的に認知し、対応してきたことや各学校でいじめの未然防止に取り組んだことの成果と言える。

【中学校】認知件数の増加と認知能力の向上

認知件数は63件増加したが、これは「相談しやすい窓口」を整えたことで、これまで隠れていた悩みやSOSが表面化したものと考えられる。早期に発見できるようになったことで、深刻化する前に対応することができるようになっていると言える。

【全体の傾向】

市全体としては1,184件の減少となっているが、相談窓口の周知やSOSの出し方教育の浸透などにより、未然防止の取り組み効果が表れているといえる。

2 警察に相談・通報した件数

小学校	0	中学校	1
-----	---	-----	---

認知総数8,935件のうち警察連携が小学校、中学校合わせて1件に留まっていることは、大半の事案を学校・教育委員会の枠組み内で適切に指導・解決できているといえる。

警察と連携した案件は重大事態に直結する恐れがある。犯罪行為（傷害、窃盗等）やいじめ重大事態に該当する疑いがある事案に対し、躊躇なく法に則った対応を取る必要がある。

特に、暴力行為やSNS上の深刻な誹謗中傷など、教育的指導の限界を超える事案については、学校単独で抱え込まず、外部機関と連携して毅然と対応しなければならない。

3 いじめの現在の状況（※令和7年度に認知したいじめの解消状況）

※令和8年3月13日時点

内容	小学校	中学校	計
認知件数	8024	911	8935
認知件数の内、解消件数	6084	710	6794
解消率	75.82%	77.94%	76.04%

※いじめの「解消」とみなす要件：3か月以上いじめの実態がなく、心身の苦痛を感じていないこと。

※本調査は、令和8年3月13日時点での各校からの報告を取りまとめたものであるため、**第3期に認知したいじめに関しては、解消件数に含めていません。**

【全体】

年度末時点で全体の約76%が「解消」に至っている。いじめ解消の定義（3ヶ月の経過観察）を厳格に守っている中でこの数値は、各校が一時的な解決で終わらず、粘り強く見守りを行った成果といえる。

【小学校】

解消率は75.82%。認知件数自体が多いため、学校現場の負担は大きい、4件に3件はすでに解決済みとなっている。

未解消の約24%については、新年度への「引き継ぎ」が重要になる。クラス替え後も「解消の定義（3ヶ月）」を満たすまで、新しい担任が注意深く見守る体制を整える必要がある。

【中学校】

解消率は77.94%と小学校を上回る。人間関係が複雑な中学校において、高い割合で解消に至っている点は、担任だけでなく、生徒指導主事やスクールカウンセラー等を交えた組織的な対応が機能している証拠である。

解消していない約22%には、不登校が絡む深刻なケースが含まれている可能性がある。長期休みや進級後も、家庭訪問やオンラインでの面談を継続し、孤立させない支援が求められる。

4 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

校種	学年	男子	女子	計
小学校	1年生	890	732	1622
	2年生	944	799	1743
	3年生	727	677	1404
	4年生	702	672	1374
	5年生	643	554	1197
	6年生	438	246	684
	合計	4344	3680	8024
校種	学年	男子	女子	計
中学校	1年生	296	222	518
	2年生	151	113	264
	3年生	69	60	129
	合計	516	395	911

【小学校】

低学年（1・2年生）の認知件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少している。これは、幼いほどトラブルが表面化しやすく、先生が「いじめの芽」として積極的に見つけているためである。

すべての学年で男子が女子を上回っている。特に高学年（6年生）では女子の件数が男子の約半分まで減っているが、「無視」や「陰口」など周囲に気づかれにくい形に変化している可能性があり、注意が必要である。

【中学校】

中学1年生が518件と、中学校全体の半数以上を占めている（中1ギャップ）。小学校から環境が大きく変わる時期に、人間関係のトラブルが集中していることがわかる。

小学校と同様に男子の件数が多いが、学年が上がるにつれて男女差は縮まっていく。3年生になると件数自体は大幅に減るが、受験等のストレスから、より深刻な内容（精神的な追い詰め）に変わっていないかを注視すべきである。

5 いじめの発見のきっかけ

学校の教職員等が発見した件数

(件)

内容	小学校	中学校
学級担任が発見	431	53
学級担任以外の教職員が発見	16	25
養護教諭が発見	2	1
スクールカウンセラー等外部の相談員が発見	40	7
アンケート調査等の学校の取組により発見	6158	451
計	6647	537

学校の教職員以外からの情報により発見した件数

(件)

内容	小学校	中学校
本人からの訴えにより発見	1031	271
本人の保護者からの訴えにより発見	270	66
他の児童生徒からの情報により発見	64	35
他の保護者からの情報により発見	6	2
地域住民からの情報により発見	4	0
学校外の関係機関からの情報により発見	0	0
その他(匿名による電話や投書等)により発見	2	0
計	1377	374

【小学校】

発見理由の約77%(6,158件)が「アンケート調査等」によるものである。定期的な調査(アンケート)が、子どもたちの小さなSOSを拾い上げる最も有効な手段として機能している。

担任による発見(431件)よりも「本人からの訴え(1,031件)」が多い。子どもたちが「いじめ」を自分から発信できる環境が整っている一方、教職員が日々の生活の中で直接「気づく力」をさらに高めていく必要がある。

【中学校】

小学校と同様にアンケートが最多(約半数)だが、「本人からの訴え」が全体の約30%(271件)と、小学校よりも高い割合を占めている。(小学校:約13%)

中学生になると、自分の状況を整理して大人に直接伝える力が高まっていることがわかる。また、「学級担任以外の教職員(25件)」や「スクールカウンセラー(7件)」による発見もあり、担任一人に抱え込ませない「チームでの見守り」が成果を上げている。

6 いじめられた児童生徒の相談の状況

※複数回答（件）

相談した相手	小学校	中学校
学級担任	6390	611
学級担任以外の教職員（養護教諭、SC等の相談員を除く）	91	102
養護教諭	79	17
SC等の相談員	60	18
学校以外の相談機関（電話相談・メール等も含む）	47	51
保護者や家族等	1348	254
友人	461	143
その他の人（地域の人など）	51	12
誰にも相談していない	571	84
計	9098	1292

※「誰にも相談していない」という回答が計655件あったが、これはアンケートを通じて初めて発信されたSOSである。学校側は、児童生徒からの「相談」として捉え、直ちに児童生徒へのフォローアップを実施した。結果として、年度末までに報告に上がったすべての事案については、学校が介入・支援を行っている状態となっており、「放置されている未相談事案」がないことは確認している。

【小学校】

相談した相手については、「学級担任（6,390件）」が多く、担任が子どもたちにとって最も身近で信頼できる相談相手となっている。

「保護者や家族等（1,348件）」への相談も多く、家庭との連携がスムーズに行われていることがわかる。一方で「誰にも相談していない」子が571件いたが、これらはアンケートを通じて救い上げられているため、定期的なアンケート調査が「誰にも言えない子」にとって大切なSOSを出す手段となっている。

【中学校】

担任への相談（611件）が中心だが、小学校に比べて「担任以外の先生（102件）」や「友人（143件）」、「学校外の相談機関（51件）」など、相談先が多角化している。

思春期に入り、担任だけでなく「自分が話しやすい相手」を選んで相談する傾向が強まっている。友人関係のトラブルを友人に相談するケースも多く、生徒同士の支え合いも重要な役割を果たしている。

7 いじめの態様

※複数回答（件）

いじめの態様	小学校	中学校
冷やかしからかしい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる	4369	636
仲間はずれ、集団による無視をされる	1092	123
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	1978	104
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	555	48
お金や物をたかられる	124	9
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	521	72
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	958	80
携帯電話やパソコンで誹謗中傷や嫌なことをされる	97	59
その他	68	19
計	9762	1150

【小学校】

「冷やかしか・悪口(4,369件)」が最多だが、「軽くぶつかられる・叩かれる(1,978件)」といった身体的なトラブルも中学校より目立つ。

「遊ぶふり」をして相手を傷つけるケースが多いため、一つ一つの事案について、関係児童が振り返りを行うことが大切である。教職員はじめ、周囲の大人もその場の雰囲気だけでなく、本人の表情や嫌がり方を慎重に見極める必要がある。また、低学年では「お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(521件)」も多く、持ち物の管理とあわせた指導が求められる。

【中学校】

小学校と同様に「冷やかしか・悪口(636件)」が中心だが、特徴的なのは「ネット上のいじめ(59件)」の割合の高さである。(小学校:約1% 中学校:5.1%)

身体的な攻撃が減る一方で、ネットを通じた誹謗中傷や、心理的に追い詰める「仲間外れ・無視(123件)」が目立つ。これらは外から見えにくく、本人を精神的に孤立させるリスクが高いため、早期の心理的サポートが欠かせない。

8 いじめの対応状況

(1)いじめの児童生徒への特別な対応 ※複数回答（件）

内容	小学校	中学校
SC等の相談員がカウンセリングを行った	60	29
校長、教頭が指導した	47	3
別室で授業等を行った	36	4
学級替えをした(年度途中)	0	0
懲戒処分としての退学	0	0
その他	0	0
停学	0	0
出席停止	0	0
自宅学習・自宅謹慎	0	0
訓告(懲戒処分として明示したもの)	0	0
保護者への報告	1046	426
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	1996	326
警察等の刑事司法機関等との連携	0	0
児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0
病院等の医療機関等との連携	0	0
その他の専門的な関係機関との連携	0	2
地域の人材や団体等との連携	1	0
計	3186	790

【小学校】

「謝罪の指導(1,996件)」や「保護者への報告(1,046件)」が中心である。低学年から、自分の行動が相手をどう傷つけたかを理解させ、家庭と連携して再発を防ぐ指導が徹底されている。

「校長・教頭による指導(47件)」も多く、担任一人に任せず、学校全体で厳しい姿勢を示す対応も取られている。

【中学校】

小学校と同様に謝罪指導と保護者報告が主だが、件数に対して「SC(スクールカウンセラー)によるカウンセリング(29件)」の割合が小学校より高い。

中学生になると、ストレスや家庭環境など、いじめの背景に複雑な事情があるケースが多い。その場での指導に終わらず、スクールカウンセラーや関係機関を活用した専門家による心のケアを通じて、行動の裏にある根本的な原因にアプローチしていく必要がある。

(2)いじめられた児童生徒への特別な対応 ※複数回答 (件)

内容	小学校	中学校
SC等の相談員が継続的にカウンセリングを行った	57	96
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した	79	33
緊急避難として欠席させた	2	3
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	12	42
学級替えをした(年度途中)	0	0
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した	7	8
児童相談所等の関係機関と連携して対応した(サポートチーム等含む)	1	1
計	158	183

【小学校】

「教職員が付き添っての安全確保(79件)」が最多である。身体的なトラブルが多い小学校において、まずは教職員を配置することで本人の身を守るとともに、安心できる居場所を作ることを最優先としている。

「カウンセリングの継続(57件)」も実施されているが、それ以上に「学校内での見守り」による即時的な対応が充実している。

【中学校】

「カウンセリングの継続(96件)」と「家庭訪問(42件)」の割合が非常に高い。心の傷が深くなりやすい時期であるため、専門家による対話や、登校が不安な生徒や家庭へのきめ細かなフォローが重点的に行われている。

「教育委員会との連携(8件)」も着実にされており、学校単独で解決が難しい事案に対し、組織的な助言や支援を受けて対応している。

9 学校が行ったいじめ防止に関する取組

学校が行ったいじめ防止に関する取組 ※複数回答（回）

内容	小学校	中学校
いじめに関するアンケート調査 (児童生徒対象)	165	78
生活アンケート等の実施	129	64
連絡帳や生活記録ノートを利用した 内面調査	31	72
いじめに関するアンケート調査 (教職員対象)	10	12
いじめに関するアンケート調査 (保護者対象)	12	5
学年単位での講話や発表会等	89	21
学校単位での講演会や発表会等	13	17
研修会(教職員対象)	27	6
研修会(保護者対象)	2	0
1000か所ミニ集会等でいじめを テーマにした話し合い等	1	0
「いじめゼロ宣言」に関する取組 や掲示等	83	38
インターネットを通じて行われるいじ め防止に関する情報モラル教育	96	38
「いじめ」に関する道徳の授業	114	44
「いじめ」に関する情報(定義や認 知時の対応等)の保護者への周 知(保護者会・学校だより)	98	38
SOSの出し方に関する教育	86	40
その他	0	0

※本調査は年3回の集計結果を合算しているため、同一校の取組が最大3回分計上されている。

【小学校】

全校(55校)で「いじめアンケート」が年に3回以上実施されており、早期発見の仕組みが定着している。また、「道徳の授業」や「いじめゼロ宣言」など、低学年のうちから「いじめを許さない心」を育てる啓発活動が行われている。

【中学校】

小学校と同様のアンケート調査に関して、年3回以上の実施に加え、「生活記録ノート(72校)」を活用した、より細やかな内面調査が主流となっている。

「情報モラル教育」に関しても多くの学校で実施されており、SNS等のトラブルを防ぐためのリテラシー向上を重視している。一方で、保護者を対象とした研修会などが少なく、家庭との連携強化を進めていく必要がある。

【全体】

教育委員会として年度当初の4月中に「SOSの出し方に関する教育」を実施するよう依頼した。今後も長期休業の前後など、適切な時期に継続してSOSの出し方教育を行い、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず、周囲の大人に助けを求める力を養うことが大切である。

あわせて、スクールロイヤーによる出前授業の活用を推進する。児童生徒への指導にとどまらず、保護者や教職員を対象とした研修等においても積極的に活用するよう周知を図り、学校・家庭・地域の多角的な視点からいじめ防止体制を強化する。

10 児童生徒が主体となって行いたいじめ防止に関する取組

※複数回答（校・回）

内容	小学校	中学校
児童生徒が主体となって特に行っていない	15校	8校
クラス単位でのいじめに関する児童生徒の自主的な話し合い	63	22
児童会や生徒会を中心としたキャンペーン活動等	57	23
学校版「いじめサミット」	0	1
「いじめゼロ宣言」に関する取組や掲示等	63	36
いじめ防止に関する掲示物等（ポスターや標語等）	49	23
その他	1	0

※年間で実施していない学校数

【小学校】

「いじめゼロ宣言」や「クラスでの話し合い」が活発である。自分たちのクラスのルールを自分たちで決めるという、身近な集団づくりから取り組んでいる様子がわかる。

また、児童会を中心とした「キャンペーン活動」も多くの学校で実施されており、高学年がリーダーシップを発揮して学校全体でいじめを許さないという雰囲気作りに努めている。

【中学校】

中学校では「いじめゼロ宣言」が最も多く、生徒会を中心とした啓発活動が定着している。また、1校ではあるが「学校版いじめサミット」を主催し、より高度で主体的な議論の場を設けている点は特筆すべき優良事例である。

一方で、小学校と比較すると各項目の実施校数割合は依然として低い。中学生は部活動や行事で多忙な傾向にあるが、多忙さを理由にせず、生徒自身が「いじめを許さない集団作り」に主体的に取り組める環境を整えなければならない。各校においては、生徒指導主事が中心となり、生徒の自発的な活動を促すためのリーダーシップを発揮することが必要である。

11 いじめ防止対策委員会の開催回数について

(回)

内容	小学校	中学校
定期的開催した	678	799
臨時的開催した	86	77

※いじめ問題に関しては、情報を共有し、組織的に対応することが大事である。「学校いじめ対策組織」として、定期的（各校の学校いじめ防止基本方針で定めている頻度）に委員会を開催する。

委員会の役割としては、

- ①学校いじめ防止基本方針の作成・実行・見直し（PDCAサイクルの実行）
- ②いじめに関する情報の収集と記録、共有
- ③いじめの指導の体制・対応方針の決定
- ④学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働による取組の推進 などが挙げられる。

小・中学校ともに「定期的な開催」が定着しており、特に中学校においては小学校を上回る頻度で実施されている。これは、いじめを担任一人に抱え込ませず、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する体制が実効性を持って機能しているといえる。

また、定期開催に加え、児童生徒や保護者からの訴えなど緊急を要する事案に対しては「臨時開催」で即応しており、いじめ対策組織が迅速に稼働できる体制が整っている。

教育委員会としても、各校の組織がより適切かつ迅速に機能するよう、年度当初に「船橋市いじめ防止基本方針【概要版】」を全教職員および全家庭へ配付し、周知を徹底した。あわせて、各学校における基本方針の保護者への周知およびホームページの更新を確実に実施するよう指示・調査を行い、全校での適正な運用を確認している。

今後も学校・家庭・教育委員会が緊密に連携し、いじめを許さない、見逃さない組織的な取組を継続し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れる環境が作られるよう努めていく必要がある。